

陸機の「封建」論と貴族制

渡邊義浩

はじめに

中國思想史において、國家の統治方法は、「郡縣」―「封建」といふ概念により議論されてきた。^① 史上初めて郡縣制を施行した秦に代わつた前漢は、郡縣と封建を併用する郡國制を採用し、吳楚七國の亂を平定した後には事實上の「郡縣」支配を實現した。莽新による篡奪を乗り越えた後漢においても郡國制は踏襲されたが、諸侯はその自立的な政治權力の行使を抑制された。前漢以來の諸侯の勢力削減策は、『春秋公羊傳』を中心とする今文系經學の理論に基づき、白虎觀會議で正統化されていたのである。^②

後漢「儒教國家」の衰退を機に、後漢末から提唱された「封建」論は、『春秋左氏傳』を典據に同姓諸侯を皇帝の藩屏として積極的に活用しようとするものであった。かかる議論は、歴史的には、漢魏交替期より本格的に進展する社會の分權化に對應して、皇帝權力の分權化により、國家權力全體としての集權化を目指す思考と位置づけられる。^③

西晉「儒教國家」は、「井田」「學校」と並ぶ儒教の理想的な統治政策として、同姓諸王の「封建」を行い、王に都督・將軍の軍事的機能

を併せ持たせ、皇帝權力を分權化した。^④ しかし、王には諸侯への禮遇を、諸侯には尊王を求めていた『春秋左氏傳』の理念と乖離する西晉の「封王の制」は、武帝の死後、八王の亂を惹起する。成都王穎の參軍事であった陸機は、聖王の經國の義は「封建」に在ると考え、「五等諸侯論」を著した。その中で、陸機は、すでに限界を露呈していた皇族の封建ではなく、地方行政の立て直しの具體的な方策として、五等爵を持つ貴族に封土を實效支配させることを主張する。

西晉における五等爵制は、爵制的秩序による國家的身分制を形成し、九品中正制度と相俟って、世襲性を帯びた官僚制度の運用という中國貴族制の屬性を生み出した。しかし、本來的に皇帝からの自律性を有する貴族の中には、五等爵制という皇帝が定めた秩序に基づく國家的身分制としての貴族制に對して、必ずしも肯定的ではない者も多かった。^⑤ そうした中、敗亡した孫吳の出身でありながら、「文學」という文化的價值により、西晉の貴族層へ參入し得た陸機は、なぜ貴族に實封を與える「封建」論を主張したのであるうか。本稿は、後漢末から魏晉期における「封建」論の系譜の中に陸機の「五等諸侯論」を位置づけることで、その特徴を明らかにし、陸機が「五等諸侯論」を著し

た思想史的・歴史的背景を考察するものである。

一、「封建」論の系譜

後漢末より盛んとなる「封建」論の系譜の最初に位置づけるべきは、曹操が擁立した獻帝の御覽に附し、漢復興の方途を指し示すために、建安五（二〇〇）年に『漢紀』を完成させた荀悦の議論である。荀悦は、『漢紀』巻五 孝惠皇帝紀に、

荀悦曰く、「諸侯の制は由來する所尚し。易に曰く、『先王萬國を建て、諸侯を親しむ』と。孔子春秋を作りて後世の法と爲し、^①世卿を譏るも、^②世侯を改めず。……諸侯を封建し、各々其の位を世々にせしめ、民に親しむこと子の如くし、^③國を愛すること家の如くせしめんと欲す。……^④分土有りて分民無からしめ、而

して王者 其の一統を總べて以て其の政を御す。……」と。

と述べて、^②同姓諸侯の封建による^①國家權力の強化を主張している。従来、中國史研究では、國家權力が專制的であることが、無媒介に皇帝權力が專制的であることの証明とされてきた。しかし、皇帝權力は、國家權力を構成する最大ではあるが、一つの要素に過ぎない。^②同姓諸侯を封建し、^①「分土」すれば、皇帝が直接支配する地域は減少するため、皇帝權力は弱体化する。しかし、皇帝と^②同姓諸侯とは血縁で結ばれているため、^②同姓諸侯が支配しても^①「分民」することにはならない。すなわち、^①「王者」は「一統を總べて以て其の政を御」することができる、と荀悦は説くのである。

これは、秦の始皇帝やその丞相の李斯が、諸侯を置くと支配の二元化の妨げになる、と認識したことは大きく異なる。かかる「封建」の意義付けの相違は、戦國の分裂を統一することを第一の目的とした

法家と、漢の統一の中で「封建」を復権させた儒教のそれぞれの背景となった時代性の違いに起因しよう。また、「封建」という譯語を當てられている西歐中世の feudalism と、國家權力の強化を目指す点において、大きく原理を異にすることにも留意すべきである。國家權力は、諸侯という權力體が、分権化傾向を持つ社會に「封建」という形によって直接派遣されることで、かえって強化されるのである。^⑤

これに對して、荀悦が^③「世卿を譏」と言っているのは、直接的には『春秋公羊傳』（隱公三年・宣公十年）に、「世卿を譏る。世卿は禮に非ざるなり」とあることを典據とする。これを踏まえた上で、後漢末における州牧の權力の強さを鑑みて、『中壘』巻一時事では、

^⑥州牧は其の權 重きを乗り、勢は古に異なる。^⑦幹を強くし枝を弱くする所以に非ざるなり。

と述べている。荀悦は、異姓の諸侯に準えるべき^③州牧が權力を握ることを、^①「幹を強くし枝を弱くする」ことに反する、すなわち君主權力のみならず、國家權力そのものの分権化を招く、と考えていた。

^②同姓諸侯を封建することで君主權力を分権化して^①國家權力を強化する一方で、^③異姓諸侯の封建を君主權力を分権化するばかりか國家權力を弱体化させるものと否定する荀悦の「封建」論は、後漢・曹魏の「封建」論を代表する。

これに對して、西晋の「封建」論の先驅となるものは、司馬朗の「封建」論である。丞相主簿の職にあった建安十三（二〇八）年から二十二（二一七）年の間、司馬朗は、上奏文の中で、『三國志』卷十五 司馬朗傳に、

丞相主簿の（司馬）朗 以爲へらく、^⑧天下土崩の勢は、秦 五等の制を滅して、而して郡國に蒐狩習戰の備へ無きが故に由るなり。

今^⑧五等は未だ復た行ふ可からずと雖も、州郡をして並びに兵を置き、外は四夷に備へ、内は不軌を威せしむ可きは、策に於て長と爲すと。又以爲へらく、宜しく^④井田を復すべしと。……今大亂の後を承け、民人は分散し、土業に主無きは、皆公田と爲し、宜しく此の時に及びて之を復すべし。議未だ施行せられずと雖も、然れども州郡兵を領するは、期の本意なり。

とあるように、③五等爵制と④井田制の復興を理想とすべきことを主張する。③周の封建制度であった五等爵制(②同姓・③異姓の諸侯を併置)が秦に滅ぼされたため、天下は崩壞の危機を迎えている。したがって、五等爵制を復興すべきだが時期尚早なので、州郡に兵を置くべきである。その際、これも周で行われていた井田制を併せて復興すべきである、としたのである。この主張は、即座に實行されることはなかったが、甥の司馬昭による五等爵制の施行、その子の西晋の武帝司馬炎による占田・課田制の實施に大きな影響を与えていく。

文帝曹丕が曹魏を建國しても、「封建」を求める主張は續いた。しかし、曹植との後繼者争いを経て即位した文帝は、諸王を大規模に封建して國政に參與させることはなかった。その子明帝の時、後繼者争いの當事者であった曹植は、太和五(二三一)年、「求通親親表」の中で、②同姓諸王の封建と優遇を求めた。『三國志』卷十九 陳思王植傳に、

昔周公管・蔡の咸^{ひた}らがざるを弔み、廣く^②懿親を封じて以て王室に藩屏とす。傳に曰く、「周の宗盟、異姓を後と爲す」と。誠

に骨肉の恩、爽^{あや}へども離れず、親親の義、實に敦固に在り。とある。曹植が主張する②同姓諸王優遇の典據は、『春秋左氏傳』に求められる。「昔周公」から「藩屏とす」までが、僖公傳二十四年、

「傳に曰く」以下は、隱公傳十一年である。漢を正統化していた『春秋公羊傳』に代わって臺頭する『春秋左氏傳』に基づく封建の主張は、こののち、西晋における段灼の「封建」論の典據とされていく。

また、明帝を支えた高堂隆は、②同姓諸王の封建に加えて⑤諸王の軍事力保持を主張した。景初年間(二三七―三三九年)、高堂隆は、臨終時の上奏で、「諸王を選び、國に君として兵を典り、往往某時して、皇畿を鎮撫し、帝室を翼亮せしむ可し」(『三國志』卷二十五 高堂隆傳)と述べている。封建された諸王が、封國の統治を行うだけではなく、軍事力を掌握した結果、西晋では八王の亂が惹き起こされた。かかる危険な遺言を高堂隆が残したのは、司馬氏の臺頭を危惧していたためであった。

したがって、曹氏一族である曹冏が、正始四(二四三)年に主張した「封建」論は、②同姓諸王の重用だけではなく、③異姓から權力を奪取することをも主張している。『三國志』卷二十 武文世王公傳注引『魏氏春秋』に、

臣聞くならく、古の王者は、②必ず同姓を建てて以て親を親しむを明らかにし、③必ず異姓を樹てて以て賢を賢とするを明らかにす。故に傳に曰く、「動を庸^{もち}ひ親を親しみ、近きを昵^{ひた}み賢を尊ぶ」と。②書に曰く、「克く俊徳を明らかにして、以て九族を親しむ」と。③詩に云ふ、「徳を懷^{おも}へば維れ寧く、宗子は維れ城」と。

……②子弟は空虚の地に王たりて、君に不使の民有り。宗室は閭閻に竄^{かく}れ、邦國の政を聞かず。權は匹夫に均しく、勢は凡庶に齊し。内に深根不拔の固め無く、外に盤石宗盟の助け無し。社稷を安んじ、萬世の業を爲す所以に非ざるなり。且つ③今の州牧・郡守は、古の方伯・諸侯にして、皆千里の土を跨有し、軍武の任

を兼ね、或いは國を比ねること數人、或いは兄弟竝據す。而るに宗室の子弟、曾て一人も其の間に閒廁して、與に相維持するもの無し。●幹を彊くし枝を弱め、萬一の虞れに備ふる所以に非ざるなり。

とある。『文選』卷五十二論二にも「六代論」として収録される曹問の「封建」論は、(1)『春秋左氏傳』僖公傳二十四年、(2)『尚書』堯典、(3)『詩經』大雅板を典據とする堂々たる文章である。ただし、その内容は、これまでの「封建」論、中でも荀悅のそれを大きく出るものではない。②同姓諸侯の重用を主張する一方で、③異姓を併用する必要性をも指摘しながらも、結局は④異姓の州牧・郡守・諸侯は、●君主權力を分權化して國家權力を弱體化させると説く。曹問の「封建」論は、優れた文章と内容を兼ね備えた曹室再建方策であったが、すでに司馬氏政權は確立されていた。したがって、この方策が用いられて曹室の權力が回復することはなく、やがて曹魏は滅亡する。

曹魏が滅亡する二年前、蜀漢を滅ぼした司馬昭は、五品官の騎督以上の六百人餘りを五等諸侯に封建した。國家的身分制としての貴族制の成立である(注(5)所掲渡邊論文参照)。しかし、あまりに多く出現した異姓の五等諸侯による高官の獨占に對して、段灼は、西晉成立後の創業期に上奏して、『晉書』卷四十八段灼傳に、

今臺閣の選舉は、耳目を塗塞し、九品の訪人は、唯だ中正に問ふのみ。故に上品に據る者は、公侯の子孫に非ざれば、則ち當塗の昆弟なり。……今に於ける國家の大計は、●異姓をして裂土專封の邑無く、●同姓をして竝びに連城の地を據有せしむるにあり。……大晉の諸王は二十餘人、而るに公・侯・伯・子・男は五百餘國。其の國皆小なりと言はんと欲するや。則ち漢祖の起こるや、

俱に尺土の地無し、況んや國有る者をや。……●臣故に五等は便ならざると曰ふなり。……臣以爲へらく、●諸侯の伯・子・男の名號は皆宜しく之を改易し、封爵の制をして、祿奉禮秩、竝びに天下の諸侯の例と同じくせしむべし。

と述べている。「上品に據る者は、公侯の子孫に非ざれば、則ち當塗の昆弟なり」という文言で、五等爵制施行による貴族の高官獨占を批判する段灼は、その解決法として●異姓の五等諸侯の廢止を提案する。そして、②同姓諸王の封建は肯定し、さらなる封國の擴大を訴える。その一方で、③異姓の五等諸侯は、高官の獨占に加えて五百國を超えるその封國の存在そのものが、西晉にとって危険であるとするのである。五等諸侯の實封化を主張する陸機の「五等諸侯論」と正反對の主張と位置づけられよう。

②同姓諸王の權力擴大を主張する段灼の議論を受けて、吳の平定(咸寧四(二八〇)年)後に上疏した劉頌は、②同姓諸王に⑤軍事權を持たせ、⑥封土と領民の世襲的支配を行わせることを主張する。『晉書』卷四十六劉頌傳に、

……夫れ聖明は世及せず、後嗣は必ずしも賢ならざるは、此れ天理の常なり。……夫れ武王は聖主なり、成王は賢嗣なるも、然れども●武王成王の賢を恃まずして封建を廣むる者は、無窮を慮經すればなり。……宜しく大勳の籍、及び陛下の聖明の時を承け、土宇を開啓して、●同姓をして必ず王とせしめ、久安を萬載に建て、長世を無窮に垂るべし。……今諸王の裂土、皆古の諸侯を兼ねるに、君は其の爵を賤み、臣は其の位を恥ぢ、志を安ずること有る莫し。其の故は何ぞや。●法郡縣に同じく、成國の制無きが故なり。今の建置、宜しく率ね舊章に由り、一に古典の如くせ

しむべし。……^⑤宜しく諸王をして國容少なくして軍容多からしむべし。……^⑥境内の政に至りては、官人の才を用ふるは、内史・國相の天子に命ぜらるるに非ざるよりは、其餘の衆職、及び死生の斷、穀帛・資賞・慶賞・刑威、封爵に非ざる者は、悉く之を専らにするを得しめん。……^⑦天下は至大にして、萬事は至衆なるも、人君は至少なること、天日に同じ。故に垂聽して周覽するを得る所に非ず。是を以て聖王の化は、要を執るのみ。務を下に委ねて事自ら嬰すを以てせざるなり。……

とある。劉頌の「封建」論の最大の特徴は、**①**君主は賢である必要はなく、すべての政治に精通する必要もない、として君主權力の弱體化を容認することにある。「後嗣は必ずしも賢ならざるは、此れ天理の常なり」と表現されるように、かかる主張は、皇太子司馬衷（のちの惠帝）の不慧を背景としている。そのうえで、君主を待まずに國家權力を維持する方法として、**②**同姓諸王を必ず封建すべきことを説き、さらに諸王は**③**軍備を充實すべきことを論ずる。そのためには、**④**「郡縣」の太守と同じような專斷權のない状況に置かれている諸王に、**⑤**封國內の人事・財政・賞罰などの權限すべてを委讓し、自己の封國內の一元的な支配を行わせるべきであるとする。これは、君主權力のみならず、國家權力のそのものの分權化を目指す主張であり、ここには、西歐中世的な feudalism への傾斜を見ることができよう。皇太子の不慧と貴族の強大さに對して、同姓諸王の封國支配により對抗しようとする劉頌の「封建」論は、皇帝權力のみならず、國家權力の分權化までも主張する點において、後漢・曹魏の「封建」論とは一線を畫する、西晉固有の「封建」論である。

武帝司馬炎は、皇太子司馬衷の不慧を補うため、咸寧三（二七七）

年八月の封王の制の改制により、「親疏」を基點とする封王體制の全體的な見直し、および封王帶任の方面軍都督と封國との一致・近接化を期する封王就國を行い、太康十（二八九）年十一月には、皇太子司馬衷の同母弟を優遇して、衷を基點とした「親親」體制の確立を目指した。^⑧こうして宗室諸王は、司馬衷の藩屏として期待されることにも、八王の亂を起し得るに足る實力を蓄えることとなり、武帝の死後、八王の亂を起すのである。

八王の亂は、いわゆる「三王起義」を画期に、外戚と諸王の抗争から、諸王の抗争の背後にある寒門と異民族の上昇運動へと、前期と後期とでその性格を大きく變えていく。^⑨「三王起義」の後、齊王冏が權力を掌握した永寧二（三〇二）年、冏の主簿であった王豹は、**⑦**同姓諸王による「分陝」と**⑧**五等諸侯の封國との連合を支配の理想と考えて上牋する。『晉書』卷八十九 忠義 王豹傳に、

（王）豹牋を（齊王）冏に致して曰く、「……昔武王紂を伐ち、諸侯を封建して二伯と爲す。^⑦陝より以東は、周公之を主り、陝より以西は、召公之を主る。……今誠に能く周の法を尊用し、成都（王穎）を以て北州伯と爲し、河北の王侯を統べしめ、明公は南州伯と爲りて、以て南土の官長を攝めよ。……^⑧以て圻内の侯・伯・子・男と與に、小大相率ゐ、好を結び盟を要め、同に皇家を獎けん。貢御の法は、一に周典の如くせん」と。

とある。王豹の「封建」論の中心に置かれるものは、**⑦**「分陝」の思想である。^⑩「分陝」とは、宣王の中興以前に、**①**陝を境に周公と召公が二伯として天下を治めたという『春秋公羊傳』隱公五年を典據とする天下二分の主張である。周王が空位であった**①**「共和」の時期にそれが行われたことから分かるように、**①**君主權力の弱體を前提とする

思想である。かかる意味において、王豹の「封建」論は、劉頌のそれを繼承するものと考えてよい。劉頌の「封建」論に比べて、さらなる西歐中世的な feudalism への傾斜を見ることができるのは、⑧二伯が侯・伯・子・男と盟約を結ぶとされている点である。ここでは、五等の③異姓諸侯は、⑥封國を實效支配していることが前提とされている。

しかし、君主の支配意思としては、臣下に土地を與える代わりに貢を出させる、という西歐中世の如き政治體制は、許容し難いものなのであろう。王豹は、齊王問のために上奏した「封建」論であったにも拘らず、長沙王又「骨肉を離間」させようとしている小人をなぜ殺さないのか、と詰め寄られた齊王問によって殺害された。陸機の「五等諸侯論」は、この王豹の「封建」論とほぼ同時期に、成都王穎のために著された。

以上、検討してきた「封建」論の系譜を整理しておこう。後漢末・曹魏期の「封建」論は、②同姓諸侯の封建による①國家權力の強化を目的とするもので、そのためには、同姓諸侯の⑤軍事力保有を許容する主張もあった。その際、③異姓諸侯の封建は、①國家權力の弱體化を招くものとして、すべての「封建」論で反対されていた。

これに對して、西晉期の「封建」論は、②同姓諸王の封建の強化が必要とされ、同姓諸王による⑤・⑥封土と領民の世襲的支配（封國化）、さらには⑦「分陝」までもが提案された。その背景には惠帝の不慧があり、①君主權力の弱體を前提としたうえで、①國家權力を保持していくため、同姓諸王の權力伸張が求められたのである。一方、③異姓の五等諸侯は當初、その廢止すら主張されたが、八王の亂の後期に出された王豹の「封建」論では、その⑥封國化が前提とされるに至った。しかし、主張の中心は⑦「分陝」にあり、異姓の五等諸侯は、王豹の

「封建」論の主要な対象ではなかった。それでは、陸機の「五等諸侯論」は、かかる「封建」論の系譜の中で、いかなる特徴を持つのであろうか。

二、「五等諸侯論」の特徴

八王の亂の後期、永寧二（三〇二）年に、成都王穎のもとで著した陸機の「五等封建論」は、「封建」論の視座を同姓諸王の處遇から地方統治の問題へと廣げた點に、第一の特徴がある。『文選』卷五十四論四「五等諸侯論（以下、五等諸侯論と略記する）」に、²¹⁾

夫れ國を體ち野を經むるは、先王之慎む所。①制を創め基を垂るは、後葉を隆んにせんと思へばなり。然れども經略は同じからず、世を長くするは術を異にす。五等の制は、黃・唐に始まり、郡縣の治は、秦・漢より創まる。

とあるように、陸機は、これまで對時的に把握されてきた「封建」「郡縣」という理念を、それがともに「國をいくつかに分けて世を治める」制度、一言でいえば地方行政制度としては同じである、と主張する。五等諸侯の「封建」も、官僚を派遣する「郡縣」も、その目的である①「後葉を隆んに」する、すなわち國家權力を長く持續するための制度であることは共通である。ただ、その「術」、すなわち手段が異なるのである。

したがって、五等の諸侯を置くことも、國家權力を分權化するためではなく、「天子の制」を廣めるためとなる。五等諸侯論²²⁾には、夫れ先王は、帝業の至重にして、天下の至曠なるを知る。曠れば以て偏制す可からず、重ければ以て獨任す可からず。重きに任ずるには力を借りるを必とし、曠きを制するには人に因るを終と

す。故に官を設け職を分かつは、其の任を軽くする所以なり。五長を竝建するは、其の制を弘むる所以なり。

とあるように、五等諸侯を置くべき理由を國家權力の分權化のためではなく、君主の①「其の任を軽くする」一方で、「其の制を」廣める、言い換えれば、君主の權力を分權化する一方で、國家全體の權力を隅々まで廣めることに求めている。陸機の「封建」論に先立ち、後漢末の荀悅の「封建」論は、君主權力の分權化による國家權力の集權化を主張していた。これに對して、西晉の劉頌や王豹は、國家權力の分權をも主張して、西歐中世的な Feudalism への傾斜を見せていた。陸機の「五等諸侯論」は、君主權力を分權化する點では荀悅の流れを汲みながらも、同姓諸侯ではなく、五等諸侯という異姓諸侯を地方の權力體とすることで、國家權力の分權化を防ごうとする新たな方向性を打ち出すことによって、「封建」論を地方統治の問題として提示し直しているのである。

したがって、「五等諸侯論」の第二の特徴は、②同姓諸侯ではなく、③異姓の五等諸侯の封建を積極的に主張することにある。五等諸侯論に、

是に於てか、其の封疆の典を立て、其の親疎の宜に財ち、萬國をして相維^つなりて、以て盤石の固を成し、宗・庶雜居して、維城の業を定めしむ。

と、陸機は、「宗」(②同姓諸侯)だけではなく、「庶」(③異姓諸侯)をも封建すべしと主張している。従来の「封建」論は、④異姓諸侯への封建を君主權力を弱體化するものとして否定してきた。唯一、③異姓の五等諸侯を容認する王豹も、論旨の中心は一人の②同姓諸侯の「分陝」に置かれる。③異姓諸侯の封建は新たな主張だけに、それを

正統化し得る論據が必要となる。

陸機は、正統性の論據として、『詩經』大雅板の「宗子は維れ城」を利用する。ただし、鄭箋に、「宗子とは、王の適子を謂ふ」とあるように、このままでは、異姓諸侯の封建を正統化できない。すでに見た曹冏の「六代論」では、これを典據に同姓諸侯の封建を主張していた。そこで陸機は、②「宗・庶雜居して、維城の業を定めしむ」と、『詩經』の字句を展開して、「宗」と「庶」がともに諸侯となるべきである、と主張する。『周禮』夏官都司馬の鄭注に、「庶子は、卿・大夫・士の子なり」とあるように、鄭玄は、「適子」と對になる「庶子」を「卿・大夫・士の子」、すなわち異姓をも含む臣下の子と解釋している。これを踏まえることで陸機は、異姓諸侯の封建を正統化したのである。

そして、陸機は、③五等諸侯を含め、すべての諸侯は實封を世襲すべしと主張する。「五等諸侯論」の第三の特徴である。五等諸侯論に、是を以て天下に分かつに厚樂を以てして、己之と憂ひを同じくするを得。天下に饗するに豐利を以てして、我之と害を共にするを得。利博ければ則ち恩は篤く、樂遠ければ則ち憂ひは深し。故に諸侯食土の實を享け、萬國世及の祚を受く。

とあるように、陸機は、⑧「食土の實」を「世及」、すなわち實封を諸侯が世襲すべきことを主張する。これまでも、同姓諸侯に、⑥封國內の人事・財政・賞罰などの專斷權を與えることは劉頌が、⑧五等の③異姓諸侯の⑥封國化は王豹が主張していた。しかし、その典據が經典によって示されることはなかった。「五等諸侯論」は、李善注の指摘のように、「世及」を、『禮記』禮運の、「大人は世及して以て禮と爲す」に、「大人は、諸侯の謂なり」とある鄭玄注で解釋することに

より、異姓諸侯の世襲を正統化したのである。

陸機が、諸侯による實封の世襲を求める理由は、國家の滅亡原因が君主にあっても、諸侯はそれを救うことができる、と考えるためである。これが「五等諸侯論」の第四の特徴である。五等諸侯論に、

⑨周の競はざるは、自て來たる有り。國の令主に乏しきこと、十有餘世なり。然れども片言王に勤むれば、諸侯は必ず應じ、一朝振矜すれば、遠國先づ叛す。……⑩借使秦人周制に因循せば、則ち無道なりと雖も、與に弊を共にする有り。覆滅の禍、豈に曩日に在らんや。……周の衰へしときに在りて、⑪難は王室に興り、命を放にする者は七臣、位を干す者は三子。嗣王は其の九鼎を委て、凶族は其の天邑に據り、鉦鼙は閭宇に震ひ、鋒鏑は絳闕に流る。然れども禍は畿甸に止り、害は覃及せず。天下は晏然として、治を以て亂を待つ。是を以て宣王は⑫共和に興り、襄・惠は⑬晉・⑭鄭に振るふ。豈に⑮漢の階闈暫く擾れて、四海已に沸き、孽臣朝に入りて、九服夕べに亂るるが若くならんや。

とあるように、陸機は、⑨周の滅亡理由を國家が名君に恵まれなかったことに求める。かかる理解は、惠帝の不慧を原因に八王の亂が起きている、という當時の政治状況に對して説得的であった。そして、こうした場合においても、もし⑩諸侯を封建する周の「封建」制を採用していれば、秦ですら國家の崩壊はなかった。また、兩漢のように天下が大亂することはなく、都の周邊の動亂ですんだはずだ、と主張して、陸機は、諸侯を封建する有効性を主張するのである。

ただし、これは唐の李百藥に厳しく批判されるように『舊唐書』卷七十二李百藥傳、事實上誤認があり、また論理としても、具體例として挙げる「共和」の際の⑯召公・周公、襄王の時の⑰晉、および

惠王の時の⑱鄭は、すべて⑲同姓（姬姓）の諸侯であるため、異姓である五等諸侯の封建を正統化できていない。異姓諸侯の封建を正統化し得る先例を発見できなかったのであろう。具體的にも論理的にもかなり苦しい主張が展開されている。

以上のように、「五等諸侯論」の特徴は、第一に、「封建」論を同姓諸侯の待遇から地方統治の問題へと廣げたところに、第二に、同姓諸侯は實封を世襲すべきとし、第四に、國家の滅亡原因は君主にあるが、封建された「五等諸侯」はそれを救うことができるとしたことにある。それでは、陸機はなぜそれほどまでにして、異姓の五等諸侯の封建に拘ったのであろうか。

「五等諸侯論」の結論部分で、陸機は、地方統治のうえで「郡縣」よりも五等諸侯の「封建」が優れている理由を次のように述べている。五等諸侯論に、

且つ要して之を言ふに、五等の君は、己の爲に治を思ひ、①郡縣の長は、利の爲に物を圖る。……是の故に百姓を侵して以て己を利用する者は、在位の憚らざる所、實事を損ひて以て名を養ふ者は、官長の夙夜する所なり。……②五等は則ち然らず。國は己の土爲り、衆は皆我が民なり、民安ければ己は其の利を受け、國傷るれば家は其の病に嬰るを知る。故に前人は以て後に垂れんと欲し、後嗣は其の堂構を思ふ。……然らば則ち③八代の制は、幾ど一理を以て貫く可し。秦漢の典は、殆ど一言を以て蔽ふ可し。

とある。④郡縣の長は、利のために、百姓を損なっても自分を利するよう、實際の政治を損なっても名聲を得ようとする。このため、郡縣制は地方統治を荒廢させる。これに對して、⑤五等諸侯に實封を與

えれば、諸侯は自らの利だけでなく、子孫に傳えるためにも懸命に統治を行う。過去の歴史を見ても、①「八代」(五帝・三王)の制は、五等の制である。陸機は結論において、②同姓諸侯の封建の重要性を言及せず、専ら③異姓の五等諸侯を「封建」することが、「郡縣」制による地方統治よりも優れていると主張する。

八王の亂により地方統治が崩壊している今こそ、五等諸侯に封建されている貴族の力を使うべきなのである。それでは、陸機が異姓の五等諸侯の封建により、君主權力の弱體にも拘らず國家權力の分權化を防ぎ得ると考えた、歴史的背景とは何であろうか。

三、八王の亂と貴族制の堅持

陸機が同姓諸王ではなく、五等諸侯の封建を重視した第一の理由は、皇帝および同姓諸王への絶望がある。「五等諸侯論」においても、周の滅亡原因を王室に求めていたように、陸機は、國家の存亡を君主の用人の是非に依るとする。西晉に出仕する以前に著した「辯亡論」において、すでに陸機は、孫吳の滅亡を暗愚な君主の人材登用の誤りに求めている。²⁷⁾そして、惠帝のような君主の不慧に際して、國家を滅亡させないためには、『文選』卷五十三 論三 陸士衡 辯亡論に、²⁸⁾

(孫權) 誠を推し士を信じ、人の我をば欺くを恤へず。能を量り器に授け、權の我に逼るを患へず。執鞭 鞠躬して、以て陸公の威を重んじ、悉く武衛を委ねて、以て周瑜の師を濟ふ。

とあるように、孫權が行ったような、心の底から士を信賴して、欺かれることを心配せず、能力をはかり器量に應じてすべての權力を委ね、その權力が自分に匹敵することを恐れないほどの人材登用を推進する必要がある、とする。これほどまでの君主の信賴を受けたため、蜀漢

を破った祖父陸遜も曹魏を破った周瑜も力を振るい得た。すなわち、陸機は、君主が臣下を信賴し權力を委ねることこそ、國家が隆盛する秘訣と考えていた。臣下に權力を委讓して疑われないことの具體的な現れとして、五等諸侯の實封化を行い、君主の權力を臣下を信賴して委ねるべきだとするのである。異姓諸侯の封建を主張しながら、國家權力の分權化に向かわない理由は、君主の信賴と臣下の忠義に置かれていたのである。

異姓諸侯より先に、皇帝との血縁による結びつきによって、國家を守るべき同姓諸王が後景に押しやられ、異姓の五等諸侯に焦點が當てられている理由は、八王の亂において、汝南王亮・趙王倫などの諸王による爵位の濫授で、國家的身分制としての貴族制が破壊されたことへの陸機の失望がある。『晉書』卷五十九 趙王倫傳に、²⁹⁾

(趙王倫) 孫秀を侍中・中書監・驃騎將軍・儀同三司と爲し、張林ら諸黨も、皆卿・將に登り、並びに大封に列せらる。其餘の同謀の者も、咸階を超え次を越ゆること、勝けて紀す可からず。³⁰⁾ 奴卒・厮役に至るも、亦た加ふるに爵位を以てす。毎に朝會するに、貂蟬坐に盈つ。時人之が諺を爲りて曰く、「³¹⁾貂足らず、狗尾續く」と。

とあるように、趙王倫は、自己の腹心で寒門出身の孫秀を侍中・中書監・驃騎將軍・儀同三司に任命したほか、その朋黨をみな公卿や將軍に就けた。その濫授は、(1)「奴卒・厮役」までもが爵位を加えられ、高官の冠の飾りである(2)貂の尾が足りず狗の尾で代用される、と稱されるほどであった。五等爵制によって形成された國家的身分制としての西晉の貴族制は、同姓諸王による爵位の濫授により崩壊していたのである。

これが、五等諸侯の封建を主張した第二の理由に繋がる。陸機は、五等諸侯の封建により、崩壊した貴族制を再編しようと考えていた。趙王倫に爵位を濫授された者は、「貂の尾」すら不足したのであるから、爵位に應じた封地を得ることがほとんどなかったと考えてよい。これに對して、八王の亂の以前に五等爵を得ていた貴族は、名目上とはいえ封地が定められていた。したがって、五等諸侯が現在有している封地を實封化すれば、八王の亂以降の濫授で高い爵位を獲得した俄か貴族は一掃される。

ただし、陸機自身は、五等諸侯ではなかった。司馬昭による五等爵の賜與は、蜀漢の平定を機に行われたため、舊孫吳の臣下で五等爵を持つ者は少なかった。「五等諸侯論」を讀んだ成都王穎は、陸機が五等諸侯に成りたがっていると思っただけであろう。長沙王又の討伐を指揮させるため、陸機を後將軍・河北大都督に拔擢した成都王穎は、『晉書』卷五十四 陸機傳に、

（成都王）穎機に謂ひて曰く、「若し功成り事定まらば、當に爵は郡公と爲し、位は台司を以てすべし。將軍之を勉めよ」と。

機曰く、「昔齊桓は夷吾に任じて以て九合の功を建て、^②燕惠は樂毅を疑ひて以て垂成の業を失ふ。今日の事は、公に在りて機には在らざるなり」と。穎の左長史たる盧志、心に機が寵を害み、穎に言ひて曰く、「陸機は自らをば管・樂に比ひ、君を闇主に擬す。古より將を命じ師を遣るに、未だ臣の其の君を陵ぎて以て事を濟す可き者は有らざるなり」と。穎默然たり。

とあるように、戦勝の暁には陸機を(1)「郡公」に封建することを約束して送り出す。陸機は、持論である、國家の興亡は君主の用人にあることを(2)燕の惠王が樂毅を信じなかったことから敗れた事例を出して

説明する。その揚げ足をとって、中原出身の貴族である盧志は讒言を行い、のちに陸機が誅殺される遠因を作り出した。こうした中原貴族への江東出身者としての反發、それが第三の理由へと繋がる。

陸機が、五等諸侯の封建を主張した第三の理由は、崩壊していた地方統治を再建するために地方の力、具體的には、舊孫吳支配地域の力を發揮すべきだと考えていたことにある。西晉の舊孫吳地域への支配は、吳の地方官をそのまま採用することも多かった。例えば、丹陽郡秣陵縣出身の陶璜は、父の陶基が交州刺史であった。吳が滅亡したとき、陶璜も同じく交州刺史であったが、西晉はこれを交代させず、陶璜は、前後三十年にわたって交州を支配した。のち、子の威・淑、淑の子の綏も交州刺史となつたので、四代にわたって五人の交州刺史を出したことになる（『晉書』卷五十七 陶璜傳）。陸機自身もまた、陸雲とともに、淮南に鎮した吳王司馬晏の郎中令となつて赴任している。西晉は、南人（舊孫吳臣下）を南方統治に利用していたのである。

交州で陶璜が卒した際、西晉は吳郡吳縣出身の吾彦を後任とした。『晉書』卷五十七 吾彦傳に、

（吾彦）陸機兄弟に重餉す。機將に之を受けんとす。雲曰く、「彦は本微賤なるに、先公の抜く所と爲る。而るに詔に答ふるに善からず。安んぞ之を受く可けんや」と。機乃ち止む。此に因りて毎に之を毀る。

とある。吾彦は、陸機の父（先公）陸抗の拔擢を受けながら、吳の滅亡原因を西晉の武帝に問われた時に、天時であつて人事ではない、と答え、吳を支え續けた陸抗を評價する張華に窘められている。ゆえに、交州刺史となるにあつて、南人の中心である陸機兄弟に「重餉」を贈つたのであろう。陸機の南土に持つ規制力を憚つたのである。この

ように、南人は、中央の高官となつてゐる陸機・陸雲のような南人の口利きにより官位を得ようとし、また得たのちも、その規制力に敬意を拂つて、陸機を頂點とする南人貴族の社會を形成しようとしていた。これを利用すれば、南土の地方統治を建て直すことは可能である。

しかも、洛陽を中心に、鄴・許昌・長安の三鎮で繰り広げられた八王の亂に巻き込まれなかつた南方は、經濟的に豊かであつた。『晉書』卷一百 陳敏傳に、

〔1〕京師の倉廩空虚たり。(陳)敏建議して曰く、「〔2〕南方の米穀、皆積むこと數十年、時に將に腐敗せんと欲す。而るに漕運して以て中州を濟はざれば、患を救ひ急に周く所以に非ざるなり」と。

とあるように、(1)京師の穀倉が空であることに對して、南方では(2)米穀が腐るほど餘つていた。のちに、陳敏が西晉に反亂を起こし得たのは、この食糧と漕運のための人員とを掌握していたためである。

陸機が「五等諸侯論」を著した時期の西晉は、八王の亂により地方統治が崩壊してゐた。地方行政制度として陸機が「封建」論を主張したのはこのためであり、八王の亂による統治の崩壊に對する具體的な提言であつた。陸機の主張どおり、五等諸侯をそれぞれの出身地に封建すれば、その規制力により地方統治は回復していた可能性もある。事實、魏晉南北朝においては、郡縣の太守・縣令に本貫地任用が行われており、先に掲げた交州刺史の陶氏の事例のように、それが累世にわたる場合も多かつた。郡縣制すら「封建」的に運用されていたのである。「五等諸侯」封建の主張は、時宜になつた提言であつた。

また、成都王穎が陸機を拔擢して軍隊の指揮を委ねた理由には、兵糧・人員の豊富な南土への期待も含まれてゐた。それほどまでの規制力があれば、混亂する中原を見捨てて江東に歸り、その安定に努める

という選擇肢も存在した。『晉書』卷五十四 陸機傳に、

時に中國多難にして、顧榮・戴若思ら、咸機に勸めて吳に還らしめんとす。機其の才望を負みて、世の難を匡さんことを志す、故に従はず。

とあるように、陸機とともに上洛してゐた顧榮たちは、陸機にも吳に歸ることを勧めた。ちなみに、陸機の死後に起きた陳敏の亂を平定した者が顧榮である。しかし、陸機は、「志」のために歸らなかつた。それが第四の理由と關わる。

陸機が、五等諸侯の封建を主張した第四の理由は、陸機の貴族としての「志」を實現するためである。趙王倫のもと專權を振るつた寒門出身の孫秀は、合族により貴族の一員に潜り込むとともに、中原貴族の潘岳を私怨により殺害してゐる。陸機は、文學において並稱されながらも、孫權の王號すら認めない潘岳とは對立關係にあつた(注(27)所掲渡邊論文)。それでも、貴族の潘岳が寒門の孫秀に殺害されたことは衝撃だつたであらう。貴族として、かかる社會を匡さなければならぬ。

舊孫吳地域の出身者でありながら、文學により張華の推挽を受けて貴族の一員となり、賈謐の「二十四友」に數えられた陸機には、文學を存立基盤に南人への差別を乗り越え貴族になつたという自負があつた。また、必ずしも君主に信頼されない中、國を守つた祖父の陸遜・父の陸抗、國難に殉じた兄二人、かれらを祖先に持つ陸氏一族としての誇りもあつた。このため、陸機は、「五等諸侯論」という時宜になつた地方統治政策を成都王穎に提案し、その拔擢に應えて軍を率い、長沙王又と戦つたのである。七里澗の戦いで大敗し、讒言を受けて成都王穎に誅殺されたが、陸機は最後まで南人として得た貴族としての

「志」を守るために戦っていた、と考えてよいであろう。

おわりに

陸機の「五等諸侯論」の特徴は、地方統治のために五等諸侯を封建し、實封を世襲させて、貴族としての規制力により國家の滅亡を防がせようとした点にある。同姓諸王の封建を重視する後漢末・曹魏期の「封建」論とは異なり、貴族の力量を高く評價するのである。

諸王による寒門への爵位の濫授に對抗して、封土を持ち、地方行政官たり得る資質を持つ貴族のみに五等の爵位を限定的に封建すべきことを説く陸機の「五等諸侯論」は、孫秀ら寒門の臺頭の中で、制度としての貴族制を護持するための主張である。それはまた、文學の才能により、南人でありながら得た貴族としての「志」を守るための主張でもあった。

こののち「封建」論は、唐の太宗によって否定されるが、「封建」への潮流が一朝にして消滅するわけではない。藩鎮に代表される「封建」的要素は、残存し続けた。中唐の柳宗元の「封建論」には、陸機の「五等諸侯論」の影響が見られるというが、それについては今後の課題としておきたい。

注

- (1) 中國史全體における「封建」論の俯瞰には、清田研三「支那封建論史稿略」(『東亞人文學報』二一三、一九四二年)、馮天瑜『『封建』考論』(武漢大學出版社、二〇〇六年)がある。

- (2) 『白虎通』における諸侯の位置づけについては、日原利國「白虎觀論議

の思想史的位置づけ」(『漢魏文化』六、一九六七年、『漢代思想の研究』研文出版、一九八六年に所収)。

- (3) 渡邊義浩「『封建』の復権——西晉における諸王の封建に向けて」(『早稲田大學學院文學研究科紀要』五〇—四、二〇〇五年)を参照。

- (4) 渡邊義浩「西晉における「儒教國家」の形成」(『漢學會誌』四七、二〇〇八年)。

- (5) 渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(『史學雜誌』一一六—三、二〇〇七年)を参照。

- (6) 荀悅曰、諸侯之制、所由來尚矣。易曰、先王建萬國、親諸侯。孔子作春秋爲後世法、^①讓世卿、^②不改世侯。……封建諸侯、各世其位、欲使親民如子、^③愛國如家。……^④使有分土而無分民、而王者總其一統以御其政。……(『漢紀』卷五 孝惠皇帝紀)。

- (7) 國家權力と皇帝權力との辨別の必要性と「封建」論との關係については、渡邊義浩「中國貴族制と「封建」」(『東洋史研究』六九—一、二〇一〇年)を参照。

- (8) 『史記』卷六 秦始皇本紀に、兩者の議論は見られる。薄井俊二「始皇帝の「郡縣」「封建」論議をめぐって——始皇帝の政治方針と秦の朝廷」(『埼玉大學紀要教育學部』人文・社會科學 四六一—、一九九七年)も参照。

- (9) 本田濟「魏晉における封建論」(『人文研究』六一六、一九五五年、『東洋思想研究』創文社、一九八七年に所収)は、魏晉期に封建論が盛んになったことから、時代そのものが、中世的な、feudalな型に移行していることを看取し得る、という。これを受けて、川合安「沈約の地方政治改革論——魏晉期の封建論と關連して」(『中國中世史研究』續編、京都大學學術出版會、一九九五年)は、魏晉の封建論と沈約の「郡縣論」を比較し、これらをとともに分權の主張であるとし、魏晉—南朝は、この意味において、一貫して「中世」貴族制の時代と把握しうる、としている。

これに對して、辻正博「西晉における諸王の封建と出鎮」(『公家と武家』IV官僚制と封建制の比較文明史的考察、思文閣出版、二〇〇八年)は、渡邊義浩「封建」の復権(前掲)を踏まえて、中國中世における宗室諸王の封建と出鎮は、單なる「封建諸侯の割據」なのではない。これを以て「封建制」の表象と見なすことは難しい、と述べている。

(10) ●州牧秉其權重、勢異於古。●非所以強幹弱枝也(『申鑒』卷二時事)。

(11) 丞相主簿(司馬)朗以爲、^③天下土崩之勢、由秦滅五等之制、而郡國無蒐狩習戰之備故也。今雖五等未可復行、可令州郡立置兵、外備四夷、內威不軌、於策爲長。又以爲、^④宜復井田。……今承大亂之後、民人分散、土業無主、皆爲公田、宜及時復之。議雖未施行、然州郡領兵、朗本意也(『三國志』卷十五 司馬朗傳)。

(12) 西晉の土地制度である占田・課田制と井田思想との關係については、渡邊義浩「井田の系譜」(『中國研究集刊』三七、二〇〇五年)を参照。

(13) 昔周公弔管・蔡之不咸、廣封懿親以藩屏王室。傳曰、周之宗盟、異姓爲後。誠骨肉之恩、爽而不離、親親之義、實在敦固(『三國志』卷十九 陳思王植傳)。

(14) 臣聞、古之王者、必建同姓以明親親、必樹異姓以明賢賢。故傳曰、庸勳親親、昵近尊賢。書曰、克明峻德、以親九族。詩云、懷德維寧、宗子維城。……子弟王空虛之地、君有不使之民。宗室竄於閭閻、不聞邦國之政。權均匹夫、勢齊凡庶。內無深根不拔之固、外無磐石宗盟之助。非所以安社稷、爲萬世之業也。且今之州牧・郡守、古之方伯・諸侯、皆跨有千里之土、兼軍武之任、或比國數人、或兄弟竝據。而宗室子弟、曾無一人問廁其間、與相維持。●非所以彊幹弱枝、備萬一之虞也(『三國志』卷二十 武文世王公傳注引「魏氏春秋」)。

(15) 今臺閣選舉、塗塞耳目、九品訪人、唯問中正。故據上品者、非公侯之子孫、則當塗之昆弟也。……於今國家大計、●使異姓無裂土專封之邑、●同姓竝據有連城之地。……大晉諸王二十餘人、而公・侯・伯・子・男

五百餘國。欲言其國皆小乎。則漢祖之起、俱無尺土之地、况有國者哉。……臣故曰五等不便也。……臣以爲、●諸侯伯・子・男名號皆宜改易之、

使封爵之制、祿奉禮秩、竝同天下諸侯之例(『晉書』卷四十八 段灼傳)。

(16) ……夫聖明不世及、後嗣不必賢、此天理之常也。……夫武王聖主也、

成王賢嗣也、然武王不恃成王之賢而廣封建者、慮經無窮也。……宜承大勳之籍、及陛下盛明之時、開啓土宇、●使同姓必王、建久安於萬載、垂長世於無窮。……今諸王裂土、皆兼於古之諸侯、而君賤其爵、臣恥其

位、莫有安志。其故何也。●法同郡縣、無成國之制故也。今之建置、宜

使率由舊章、一如古典。……宜令諸王國容少而軍容多。……●至境內之

政、官人用才、自非內史・國相命於天子、其餘衆職、及死生之斷、穀帛・

資實・慶賞・刑威、非封爵者、悉得專之。……●天下至大、萬事至衆、

人君至少、同於天日。故非垂聽所得周覽。是以聖王之化、執要而已。委

務於下而不以事自嬰也。……(『晉書』卷四十六 劉頌傳)。

(17) 武帝之諸王政策については、安田二郎「西晉武帝好色攷」(『東北大學東洋史論集』七、一九七六年、『六朝政治史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇三年に所収)。

(18) 八王之亂については、渡邊義浩「西晉「儒教國家」の限界と八王之亂」(『東洋研究』一七四、二〇一〇年)を参照。

(19) (王) 豹致踐於(齊王) 冏曰、……昔武王伐紂、封建諸侯爲二伯。●自

陝以東、周公主之、自陝以西、召公主之。……今誠能專用周法、以成都

(王穎) 爲北州伯、統河北之王侯、明公爲南州伯、以攝南土之官長。

……●以與圻內侯・伯・子・男、小大相率、結好要盟、同獎皇家。貢御

之法、一如周典(『晉書』卷八十九 忠義 王豹傳)。

(20) 「分陝」については、趙立新「西晉末年至東晉時期的「分陝」政治——分權化現象下的朝廷與州鎮」(花木蘭文化出版社、二〇〇九年)を

参照。

(21) 夫體國經野、先王所慎。●創制垂基、思隆後葉。然而經略不同、長世

異術。五等之制、始於黃・唐、郡縣之治、創自秦・漢（『文選』卷五十四論四、五等諸侯論）。

(22) 夫先王、知帝業至重、天下至曠。曠不可以偏制、重不可以獨任。任重必於借力、制曠終乎因人。^①故設官分職、所以輕其任也。竝建五長、所以弘其制也（五等諸侯論）。

(23) 於是乎、立其封疆之典、財其親疎之宜、使萬國相維、以成盤石之固、^②宗・庶雜居、而定維城之業（五等諸侯論）。

(24) 是以分天下以厚樂、而已得與之同憂。饗天下以豐利、而我得與之共害。利博則恩篤、樂遠則憂深。故諸侯享食土之實、萬國受世及之祚矣（五等諸侯論）。

(25) 周之不競、有自來矣。國乏令主、十有餘世。然片言勤王、諸侯必應、一朝振矜、遠國先叛。……借使秦人因循周制、雖則無道、有與其弊。覆滅之禍、豈在曩日。……在周之衰、難興王室、放命者七臣、干位者三子。嗣王委其九鼎、凶族據其天邑、鉦聲震於閭宇、鋒鏑流乎絳闕。然禍止畿甸、害不覃及。天下晏然、以治待亂。是以宣王興於共和、襄・惠振於晉・鄭。豈若漢階闔蹙擾、而四海已沸、孽臣朝入、而九服夕亂哉（五等諸侯論）。

(26) 且要而言之、五等之君、爲己思治、郡縣之長、爲利圖物。……是故侵百姓以利己者、在位所不憚、損實事以養名者、官長所夙夜也。……五等則不然。知國爲己土、衆皆我民、民安己受其利、國傷家嬰其病。故前人欲以垂後、後嗣思其堂構。……然則八代之制、幾可以一理貫。秦漢之典、殆可以一言蔽矣（五等諸侯論）。

(27) 渡邊義浩「陸機の君主觀と「弔魏武帝文」」（『漢學會誌』四九、二〇一〇年）。

(28) （孫權）推誠信士、不恤人之我欺。量能授器、不患權之我逼。執鞭鞠躬、以重陸公之威、悉委武衛、以濟周瑜之師（『文選』卷五十三論三陸士衡「辯」論）。

陸機の「封建」論と貴族制

(29) （趙王倫）孫秀爲侍中・中書監・驃騎將軍・儀同三司、張林等諸黨、皆登卿・將、竝列大封。其餘同謀者、咸超階越次、不可勝紀。^①至於奴卒・厮役、亦加以爵位。每朝會、貂蟬盈坐。時人爲之諺曰、^②貂不足、狗尾續（『晉書』卷五十九趙王倫傳）。

(30) （成都王）穎謂機曰、若功成事定、當爵爲郡公、位以台司。將軍勉之矣。機曰、昔齊桓任夷吾以建九合之功、^③燕惠疑樂毅以失垂成之業。今日之事、在公不在機也。穎左長史盧志、心害機寵、言於穎曰、陸機自比管・樂、擬君闇主。自古命將遣師、未有臣陵其君而可以濟事者也。穎默然（『晉書』卷五十四陸機傳）。

(31) 大川富士夫「晉代の江南豪族について」（『立正大學文學部論叢』四五、一九七二年、『六朝江南の豪族社會』雄山閣出版、一九八七年に所收）、佐藤利行「西晉文學研究——陸機を中心として」（『白帝社』一九九五年）を參照。

(32) （吾彥）重餉陸機兄弟。機將受之。雲曰、彥本微賤、爲先公所拔。而答詔不善。安可受之。機乃止。因此每毀之（『晉書』卷五十七吾彥傳）。

(33) 京師倉廩空虛。（陳）敏建議曰、^④南方米穀、皆積數十年、時將欲腐敗。而不漕運以濟中州、非所以救患周急也（『晉書』卷一百陳敏傳）。

(34) 窪添慶文「魏晉南北朝における地方官の本籍地任用について」（『史學雜誌』八三一、二、一九七四年、『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年に所收）。

(35) 時中國多難、顧榮・戴若思等、咸勸機還吳。機負其才望、而志匡世難、故不從（『晉書』卷五十四陸機傳）。